

質問 布俣議員（自民 飛騨市）令和8年9月30日（水）

6 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりについて

（１）高山市内における産業廃棄物最終処分場建設計画について

答弁 知事

御質問いただきました産業廃棄物最終処分場建設計画につきましては、現在、富山県の協議会からの署名を含め、これまで県内外の4団体から多数の署名が提出されているほか、20団体から許可しないことや慎重な判断等を求める要望書が提出されております。

産業廃棄物最終処分場は社会にとって必要不可欠な施設である一方、昨今の様々な自然災害を踏まえれば、県域を越えて多くの方々が施設の安全性等に不安を感じておられることは十分理解できます。

こうした不安に寄り添うべく、本県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と透明性の確保を図ることなどを目的とした全国的にも数少ない「手続条例」を制定しております。

この「手続条例」では、関係住民は事業者に対して意見を提出することができ、事業者に対しては、「関係住民」への情報提供、「関係住民」からの意見に対する見解書の提出などの手続を義務付けております。

こうした手続と「環境影響評価条例」、更には「廃棄物処理法」の手続によって、まずは住民、自治体から、本計画に係る生活環境保全上の意見を把握してまいります。

次に、手続の過程を公開することで、透明性を確保してまいります。具体的には、周辺環境へ与える影響について審議する環境影響評価審査会を公開で実施するほか、審査会の結果や条例手続の進捗状況を随時、県ホームページで公表してまいります。

また、「廃棄物処理法」の許可審査におきましては、専門的知識を有する者から意見を聴かなければならないとされておりますので、広範な分野の専門家から意見を聴取して、許可、不許可の判断を行うことになると考えております。

現在県では、「廃棄物処理法」の省令で定めております「廃棄物処理」、「悪臭」、「水質」等の7分野に加えて、「気象」や「地震工学」等の5分野の専門家に意見を聴く体制を確保しているところでございます。

特に、ご指摘の多い水源地への影響をはじめ、積雪・寒冷地における斜面の安定性、集中豪雨・地震時の安全性など生活環境への影響について、重点的に意見を聴きながら、審査を行ってまいります。

今後、条例に基づく手続を実施した上で、「廃棄物処理法」に基づく許可申請がなされた場合には、これまでに寄せられた多くの声を念頭に置きつつ、法令に定める基

準に基づきまして、慎重かつ厳正に審査してまいります。

担 当 課	廃棄物対策課、環境管理課
電話番号	(廃) 058-272-8217
	(環) 058-272-8273
メー ル	(廃) c11225@pref.gifu.lg.jp
	(環) c11264@pref.gifu.lg.jp